

令和8年 第3回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和8年3月5日(木) 午後2時00分～午後2時31分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(28名)

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也	7番 中村 伸	8番 加賀重彦
9番 牧野友彦	10番 加藤 忍	11番 寺倉照秋	12番 伊藤幸弘
13番 高木 栄	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	16番 後藤昌宏
	18番 諏訪博保		
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	24番 堀田勝彦
25番 服部清和	26番 荒川逸夫	27番 大橋 功	
		31番 大橋政良	32番 加藤和幸
	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 欠席した委員(6名)

17番 川瀬明久 19番 伊藤正覚 20番 岡田郁夫 28番 伊藤勝代
30番 赤尾浩幸 33番 伊藤幹男

5 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について
- (3) 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
- (4) 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (6) 議案第11号 海津市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

6 出席した事務局職員

事務局長 後藤、総括課長補佐兼農地係長 古川、主任 堀

7 その他会議に出席した関係者

農林振興課 林主事

8 総会議長

神 田 春 夫

9 議事録署名委員

1 番 伊藤憲生委員 3 番 伊藤白行委員

10 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

本日の出欠状況について、報告します。17番 川瀬委員、19番 伊藤委員、20番 岡田委員、28番 伊藤委員、30番 赤尾委員、33番 伊藤委員より欠席の報告を受けております。本日の出席委員は34名中28名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和8年 第3回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって1番 伊藤憲生委員、3番 伊藤白行委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

続きまして、日程第2 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について、事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

1 ページをご覧ください。

報告第3号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について
農地法第3条の3第1項の規定による届出を、別紙のとおり受理したので報告する。

令和8年3月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

2 ページのとおり、17件の届け出があり関係者に受理書を送付したことを報告するものです。

◎議 長

続きまして、日程第3 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

3ページをご覧ください。

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和8年3月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号27番 海津町福江字中無垢里●●●●番、畑、140㎡
譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。申請事由：贈与。

受付番号28番 南濃町駒野字篠ノ浦●●●●番 外3筆、畑、計455㎡
譲渡人、養老郡養老町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：新規就農。

受付番号29番 南濃町羽沢字古屋敷●●●●番、畑、354㎡
譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：農業経営拡大。

受付番号30番 南濃町上野河戸字北条●●●●番、畑、421㎡
譲渡人、愛知県東海市、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：農業経営拡大。

受付番号31番 南濃町松山字辰ヶ平●●●●番、畑、552㎡
譲渡人、和歌山県橋本市、●●●●。譲受人、名古屋市緑区、●●●●。
申請事由：農業経営拡大。

別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。受付番号27番の案件について、16番 後藤委員お願いします。

◎16番 後藤委員

受付番号27番の案件については、申請の目的は、贈与です。

譲渡人は、農地の管理が困難で、譲受人は、経営面積を拡大するため贈与を受けられるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議長

続きまして、受付番号28番の案件について、35番 寺倉委員お願いします。

◎35番 寺倉委員

受付番号28番の案件については、申請の目的は、新規就農です。

譲渡人は、高齢による労力不足で営農縮小を図り、譲受人は、勤務先に隣接しており、梅栽培を行うため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号29番及び30番の案件について、5番 古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号29番及び30番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

両案件とも、譲渡人は、農地の管理が困難で、譲受人は、経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号31番の案件について、15番 伊藤委員お願いします。

◎15番 伊藤委員

受付番号31番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、遠方のため農地の管理が困難で、譲受人は、所有農地に隣接しており作業効率が良くなるため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第4 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

4ページをご覧ください。

議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和8年3月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号32番 海津町日原字松原●●●●番、畑、現況宅地、111㎡。

申請人：海津町、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、相当数の街区を形成している区域である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。既に住宅敷地として一体利用されている追認案件で、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号33番 平田町土倉字江西●●●●番、畑、現況宅地、68㎡。

申請人：大垣市、●●●●。転用目的：一般個人住宅（駐車場・庭）。

この案件の農地区分は、住宅のように供する施設等が連たんする第3種農地で、既に住宅敷地として一体利用されている追認案件で、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。受付番号32番の案件について、32番 加藤委員お願いします。

◎32番 加藤委員

受付番号32番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

昭和43年の住宅建設時に東側宅地と一体利用されていた追認案件で、その是正をされるもので問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号33番の案件について、3番 伊藤委員お願いします。

◎3番 伊藤委員

受付番号33番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅（駐車場及び庭）です。

申請者の父が、昭和59年の道路買収されたときから、石積みなどにより住宅敷地の一角として利用されていた追認案件で、その是正をされるもので問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議長

挙手全員ですので、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第5 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

5ページをご覧ください。

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和8年3月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号34番 海津町平原字尾代●●●●番 外1筆、畑、計1,038㎡。

譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、集落接続に該当するものと判断します。被害防除では、南側が農地ですが、境界にブロック壁を施工され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号35番 海津町高須町字武士小路●●●●番 外2筆、畑、計362㎡。

譲渡人、名古屋市長種区、●●●●外1名。譲受人、名古屋市長区、株式会社 ●●●●。

転用目的：中古車販売 駐車場。

この案件の農地区分は、住宅のように供する施設等が連たんする第3種農地で、被害防除では、整地のみで使用され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号36番 南濃町駒野字山神下●●●●番 外1筆、畑、計1,718㎡。

譲渡人：養老郡養老町、●●●●。譲受人：愛知県あま市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、概ね500m以内に駒野駅がある第2種農地で、被害防除では、外周フェンスを設置し、整地のみで施工され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号37番 南濃町駒野字清水池●●●●番、畑、823㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人、転用目的、農地区分などは、36番と同じです。

受付番号38番 賃貸借案件になります。

平田町今尾字四ツ谷川並●●●●番 外10筆、畑、現況雑種地、計1,453.78㎡。

賃貸人：平田町、●●●●外3名。賃借人：羽島市、●●●●株式会社。

転用目的：コンクリート製品置場・駐車場

この案件の農地区分は、中山間地域等に存在する生産性の低い農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。既に付近一帯を今尾工場のコンクリート製品置場・駐車場として利用されている追認案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号39番 使用貸借案件になります。

平田町今尾字四ツ谷川並●●●●番 外3筆、畑、現況雑種地、計733㎡。

使用貸人：愛知県一宮市、●●●●。

使用借人、転用目的、農地区分などは、38番と同じです。

受付番号40番 使用貸借案件になります。

南濃町安江字盤若谷●●●●番、畑、495㎡。

使用貸人：南濃町、●●●●。使用借人：南濃町、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、住宅のように供する施設等が連たんする第3種農地で、被害防除では、周囲に農地はなく他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。では、受付番号34番について、25番 服部委員お願いします。

◎25番 服部委員

受付番号34番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

譲受人は、申請地近くに勤務されて、近隣の住宅地を求め、協議が整ったことから、申請されるもので、問題ないと判断しましたので審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号35番について、11番 寺倉委員お願いします。

◎11番 寺倉委員

受付番号35番の案件については、申請の目的は、中古車販売業駐車場です。

譲受人は、中古自動車の販売、輸出業を営んでおり、輸送車両ヤードが手狭なことから隣接地と一体利用するため申請されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号36番及び37番について、35番 寺倉委員お願いします。

◎35番 寺倉委員

受付番号36番及び37番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

両案件とも、譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用され、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号38番・39番及び40番について、30番赤尾委員、33番伊藤委員が欠席されていますので、事務局補足ありますか。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

受付番号38番及び39番の案件については、申請の目的は、コンクリート製品置場・駐車場です。38番は賃貸借案件、39番は、使用貸借案件です。

両案件とも、借受人は、コンクリート製品製造販売業を営み、隣接の工場と一体利用されている追認案件で、その是正をされるものです。

受付番号40番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

使用借人は、現在、賃地物件に居住しておりますが、手狭になったため、妻の母から土地を借りて住宅を建てられるもので、問題ないと判断しましたので審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。
はい。21番。

◎21番 菱田委員

34番の案件について、一般個人住宅で、1,038㎡は広いと思われるが、面積に基準はないのか。

◎議 長

事務局。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

住宅の面積制限はなく、県から言われるのは、使用される用途が必ず明確になっているかの指摘を受けております。その用途については、土地利用計画図にて確認させて頂いております。以上です。

◎議 長

その他ありますか。

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 27名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第6 議案第11号 海津市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について、を議題と致します。農林振興課より担当者が来ておりますので、入室を認めます。

【農林振興課 入室】

◎議 長

それでは、事務局及び担当課に説明を求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

7ページ及び別添1をご覧ください。

議案第11号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別添1「海津市農用地利用集積等促進計画（案）」について意見を求める。

令和8年3月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

市長部局農林振興課より、海津市農用地利用集積等促進計画を作成するにあたり、農業委員会の意見を聞かれるものです。詳細は担当課から説明します。

◎農林振興課 林主事

25ページをご覧ください。出し手から機構を通じた契約の件数についてお伝えします。合計17万8千62㎡。出し手、223人。受け手34人です。賃貸借、177万2,571㎡。650筆。使用貸借7,491㎡、14筆となります。

27ページをご覧ください。受け手変更については、すべて賃貸借であり、合計6万4,158㎡、32筆です。今回のすべての総合計は、184万4,220㎡となります。

◎議長

全部、中間管理機構ですね。いつものように、細かいので、見にくいかと思いますが、地権者から中間管理機構が受け、地域の担い手等営農組織に契約されるものです。説明が終わりましたが、質疑がございましたら承ります。

【挙手する者なし】

◎議長

ご質問もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第11号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議長

挙手全員ですので、議案第11号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答します。

【農林振興課職員 退室】

◎議長

それでは本日本日の議題は全て終了しました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後2時31分）

議事録署名者

1 番

3 番

議 長